2026年11月26日

各　位

会 社 名　　かどや製油株式会社
代表者名　　代表取締役社長　北川　淳一
（コード番号2612　東証スタンダード市場）
問合せ先　　常務執行役員 経営企画部長
兼 コーポレート本部長　佐藤　幹央
（TEL　03-6721-6957）

（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、当社が 2026 年９月 14 日に公表しました「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「９月14日付プレスリリース」といいます。）（その後に当社が公表した関連するお知らせにより変更又は訂正された事項を含みます。）の記載内容の一部に、大要以下のとおり変更すべき事項がございましたので、お知らせいたします（詳細については、下記をご参照ください。）。

① **本公開買付けに係る公開買付期間の延長**：公開買付者は、金融商品取引法施行令第 30 条第１項第４号に基づくその要請により当社が公表した 2026 年 11 月 26 日付「株式会社 ITG-G ホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けに係る公開買付期間を 2026 年 12 月 15 日まで延長し、合計 60 営業日とすることを決定したとのことです。

② **Ｂ社による検討の終了**：当社は、2026 年 11 月 26 日付けで、Ｂ社（９月 14 日付プレスリリースに定義します。）から、当社株式の非公開化に係る提案を撤回する旨の書面を受領しました。かかるＢ社による検討終了の結果、同日時点において有効な当社株式の非公開化に係る提案は、公開買付者の提案及びＣ社（９月 14 日付プレスリリースに定義します。）の提案の二つということになります。

これらを受けても、本日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

２．買付け等の概要

（変更前）

公開買付けの目的	当社株式の非公開化
買付け等の期間	2026 年９月 15 日（火曜日）から 2026 年 11 月 26 日（木曜日）まで（47 営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき　金 2,655 円
買付予定数の下限（注１）	13,847,100（株）
買付予定数の上限	―（株）

＜後略＞

（変更後）

公開買付けの目的	当社株式の非公開化
買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年12月15日（火曜日）まで（60営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき　金2,655円
買付予定数の下限（注１）	13,847,100（株）
買付予定数の上限	―（株）

＜後略＞

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（２）意見の根拠及び理由

①　本公開買付けの目的の概要

（変更前）

＜前略＞

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて当社が2026年10月28日付で公開買付者に対して行った本申入れ（下記「③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）について検討する中で、2026年11月６日、本公開買付けの開始以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定したとのことです。公開買付者は、2026年11月６日、当社に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月６日付条件変更」といいます。）。本公開買付価格2,655円は、当該再提案の提出日の前営業日である2026年11月５日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,145円に対して15.58%、直近１ヶ月間の終値単純平均値2,792円に対して4.91%のディスカウントを行った価格となり、また、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,941円に対して36.79%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,747円に対して51.97%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けの開始以降も、法人株主との間で、各法人株主が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することについての協議の実施を図っているものの、協議が調っていない状況であることから、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において本自己株式取得（Ｃ社）を実行せず本公開買付け（Ｃ社）のみを実行する場合の公開買付価格（Ｃ社）（2,654円）を上回るものとのことです。さらに、本Ｃ社提案においては、創業家法人株主（以下に定義します。以下同じです。）が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）として3,000円及び2,872円が示されているとのことですが、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏よりかかる意向を確認していることから、公開買付者は、当該各価格はその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。なお、創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とした場合の公開買付価格（Ｃ社）の上限は、Ｃ社が法人株主との間で不応募契約を締結することができた場合の2,907円とのことですが、本公開買付けにおいて法人株主との間で不応募合意が締結された場合の本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は2,944円となり、同一の前提で比較した場合においても、本公開買付価格は公開買付価格（Ｃ社）を上回るものとのことです。また、本Ｂ社再提案における公開買付

価格（Ｂ社）（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）は、本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは当社の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えているとのことです。すなわち、(i)Ｂ社は本公開買付け（Ｂ社）の公表及び開始について当社取締役会の賛同を前提としているところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、当社は本Ｂ社再提案を理由として本賛同意見表明を撤回又は変更することができず、また、当社及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同することはできないことから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのことです。また、(ii)本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格は、法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格（Ｂ社）は示されていません。この点、上記のとおり、小澤氏は、2026 年 11 月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を前提とする自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③における公開買付価格（Ｂ社）は、その前提を欠くものと考えているとのことです。そのため、公開買付者としては、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

＜中略＞

Ⅱ本公開買付けの成立後（2026 年 11 月下旬）

＜中略＞

Ⅲ本最終株式併合後（2027 年２月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅳ本貸付け等後（2027 年３月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅴ本自己株式取得後（2027 年３月下旬）（予定）

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて当社が 2026 年 10 月 28 日付で公開買付者に対して行った本申入れ（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）について検討する中で、2026 年 11 月６日、本公開買付けの開始以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を 2,514 円から 2,655 円に変更することを決定したとのことです。公開買付者は、2026 年 11 月６日、当社に対して、本公開買付価格を 2,514 円から 2,655 円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 11 月 11 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 11 月 26 日まで延長し、合計 47 営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 11 月６日付条件変更」といいます。）。本公開買付価格 2,655 円は、当該再提案の提出日の前営業日である 2026 年 11 月５日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 3,145 円に対して 15.58%、直近１ヶ月間の終値単純平均値 2,792 円に対して 4.91%のディスカウントを行った価格となり、また、直近３ヶ月間の終値単純平均値 1,941 円に対して 36.79%、直近６ヶ月間の終値単純平均値 1,747 円に対して 51.97%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの開始以降も、法人株主との間で、各法人株主が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することについての協議の実施を図っているものの、協議が調っていない状況であることから、本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655 円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において本自己株式取得（Ｃ社）を実行せず本公開買付け（Ｃ社）のみを実行する場合の公開買付価格（Ｃ社）（2,654 円）を上回るものとのことです。さらに、本Ｃ社提案においては、創業家法人株主（以下に定義します。以下同じです。）が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）として 3,000 円及び 2,872 円が示されているとのことですが、小澤氏は、2026 年 11 月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏よりかかる意向を確認していることから、公開買付者は、当該各価格はその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。なお、創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とした場合の公開買付価格（Ｃ社）の上限は、Ｃ社が法人株主との間で不応募契約を締結することができた場合の 2,907 円とのことですが、本公開買付けにおいて法人株主との間で不応募合意が締結された場合の本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格は 2,944 円となり、同一の前提で比較した場合においても、本公開買付価格は公開買付価格（Ｃ社）を上回るものとのことです。また、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）は、本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは当社の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えているとのことです。すなわち、(i)Ｂ社は本公開買付け（Ｂ社）の公表及び開始について当社取締役会の賛同を前提としているところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、当社は本Ｂ社再提案を理由として本賛同意見表明を撤回又は変更することができず、また、当社及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同することはできないことから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのことです。また、(ii)本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格は、法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格（Ｂ社）は示されていません。この点、上記のとおり、小澤氏は、2026 年 11 月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を前提とする自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③における公開買付価格（Ｂ社）は、その前提を欠くものと考えているとのことです。そのため、公開買付者としては、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

その後、公開買付者は、①当社が 2026 年 11 月 20 日付で公表した「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026 年 11 月 20 日付当社プレスリリース」といいます。）において、(i)当社及び本特別委員会が、2026 年 11 月 13 日付で、三井物産（以下に定義します。）より、Ｂ社より当社が同月２日付で受領した本Ｂ社再提案に関する三井物産の同日時点における見解及び本特別委員会に対する要請を記載した書面（以下「11 月 13 日付三井物産書面」といいます。）を受領し、これに対し本特別委員会は、同月 18 日付で、三井物産に対して、本Ｂ社再提案に応じることができない旨を書面により回答した旨、並びに(ii)当社及び本特別委員会が、同月 20 日時点において、Best & Final プロセス（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）を実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識している旨

を、当社が公表したこと、並びに②当社が 2026 年 11 月 25 日付で公表した「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026 年 11 月 25 日付当社プレスリリース」といいます。)において、当社が、2026 年 11 月 20 日付で、C社より、本C社再提案(下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。)を受領した旨を、当社が公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じ、また、当社に対し、本 11 月 6 日付提案(小澤氏及びインテグラル)(下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。)及び本C社再提案並びに Best & Final プロセスの実施の可否につき検討を継続させるとともに、当社の株主の皆様に対しても、本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2026 年 11 月 26 日から同年 12 月 15 日まで延長し、合計 60 営業日とすることを決定したとのことです。

＜中略＞

Ⅱ本公開買付けの成立後(2026 年 12 月中旬)

＜中略＞

Ⅲ本最終株式併合後(2027 年3月上旬)(予定)

＜中略＞

Ⅳ本貸付け等後(2027 年3月下旬)(予定)

＜中略＞

Ⅴ本自己株式取得後(2027 年4月上旬)(予定)

＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(ⅱ)公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

＜前略＞

なお、小澤氏は、2026 年 11 月6日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しているとのことです。そのため、公開買付者は、上記「① 本公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本C社提案において創業家法人株主が本自己株式取得(C社)の対象となることを前提とする公開買付価格(C社)(自己株式取得ストラクチャー(C社)①及び自己株式取得ストラクチャー(C社)③における 3,000 円及び 2,872 円)は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。また、公開買付者は、本B社再提案における公開買付価格(B社)は本 11 月6日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされているものの、上記「① 本公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、(i)本B社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け(B社)が開始される見込みは乏しいと考えているとのこと、及び(ii)本 11 月6日付条件変更後の本公開買付価格は法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格(B社)はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、特に自己株式取得ストラクチャー(B社)②(下記「③当社の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。)及び自己株式取得ストラクチャー(B社)③(下記「③当社の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。)における公開買付価格(B社)は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものと考えているとのことから、公開買付価格(B社)と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

(変更後)

＜前略＞

なお、小澤氏は、2026 年 11 月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しているとのことです。そのため、公開買付者は、上記「① 本公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本Ｃ社提案において創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における 3,000 円及び 2,872 円）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。また、公開買付者は、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされているものの、上記「① 本公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、(i)本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのこと、及び(ii)本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格は法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、特に自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②（下記「③当社の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。）及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③（下記「③当社の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。）における公開買付価格（Ｂ社）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものと考えているとのことから、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

さらに公開買付者は、2026 年 11 月 13 日、本特別委員会より、公開買付者及びＣ社が互いの提案内容を踏まえて公開の場で逐次的に提案価格を引き上げ、その都度公開買付期間が延長されるという状況が継続し、本取引をめぐる不確実な状況がいたずらに長期化されれば、当社の事業運営その他の企業活動に多大な負担を強いることとなり、ひいては当社の企業価値を大きく毀損する事態を招きかねないとの懸念を本特別委員会として抱いている旨、そのような事態を可能な限り回避しつつ、株主共同の利益を最大限確保する観点から、両候補者に対し、以下「Best & Final オファー（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）を提示する機会を同じタイミングで付与した上で、当社及び本特別委員会において両候補者の提案を比較・検討し、Best & Final プロセスを実施することを検討しており、小澤氏及びインテグラルに対し同プロセスへの協力を要請する旨、並びに同プロセスを実施する場合には、Best & Final オファー期限（下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）までに、小澤氏及びインテグラルにおいて提出可能な最善かつ最終的な条件を提示し、本公開買付契約を適切に変更するとともに、当該期限後は追加的な提案又は提案価格の引上げを行わないよう要請する旨等を記載した書簡を受領したとのことです。これを踏まえ、同年 11 月 18 日、小澤氏及びインテグラルは、当社取締役会及び本特別委員会に対し、(i)Ｃ社においても Best & Final オファー期限後は追加的な提案又は提案価格の引上げを行わないことを小澤氏及びインテグラルと同等の内容で確約し、公表すること、(ii)上記のとおり、小澤氏は 2026 年 11 月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明していることから、小澤氏及びインテグラル以外の候補者の提案のうち、創業家法人株主が不応募契約を締結し当社による自己株式取得に応じることを前提とするケースの公開買付価格は、比較対象としないこと、(iii)本公開買付契約の変更は、Best & Final プロセスの実施に必要な範囲に限ること、並びに(iv)小澤氏及びインテグラルが Best & Final プロセスにおいて最終候補者に選定された場合には、本取引を確実に実行するための十分な取引保護条項を本公開買付契約に規定することを条件に、Best & Final プロセスの実施に賛同するとともに、本公開買付契約の変更についても誠実に協議する用意があることを表明する旨の書簡（以下「11 月 18 日付書簡」といいます。）を提出したとのことです。

しかしながら、当社による 2026 年 11 月 20 日付当社プレスリリースを通じて、当該 Best & Final プロセスに関して、Ｃ社からは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点から適切な方法とは言えない旨、三菱商事からは、同月 18 日時点では Best & Final プロセスへの賛同を表明すること

ができないが、Best & Final プロセスへの協力を一律で拒むものではなく、一定の事項を前提として必要な協力を行う用意がある旨、三井物産からは、①Best & Final プロセスは、より高い価格の提案がなされても三井物産がこれに応じないことを、提案内容が判明する前に約束するよう求め、三井物産を含む当社株主がより高い対価を受領する機会を事前に放棄させるものであり、同日時点において、B社から本公開買付価格を上回る提案がなされているにもかかわらず、B社を検討対象から除外したまま Best & Final プロセスを実施することは、株主共同の利益に資さない要請であること、②比較・評価の基準、最終候補者の決定方法が具体的に示されておらず、一般株主がより高い価格で売却する機会が、公平かつ公正な手続によって確保されているか疑問が残ると考えており、本B社再提案を比較検討の対象から事実上除外したまま行われる点において、Best & Final プロセスが公平かつ公正な手続とはいいがたいことをもって、Best & Final プロセスへの協力要請には応じることができない旨の回答をそれぞれ受領しており、当社及び本特別委員会としては、同日時点においては、Best & Final プロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識している旨が公表されたとのことです。公開買付者としては、当該公表を踏まえても 11 月 18 日付書簡の内容に変更はなく、同書簡に記載の条件の下で Best & Final プロセスの実施に賛同する意思を有しているところ、当社に対しては、引き続き本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）及び本C社再提案並びに Best & Final プロセスの実施の可否につき検討を継続させるとともに、当社の株主の皆様に対しても、本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2026 年 11 月 26 日から同年 12 月 15 日まで延長し、合計 60 営業日とすることを決定したとのことです。

また、公開買付者は、本C社再提案の受領を受けて当社が 2026 年 11 月 21 日付で公開買付者に対して行った本 11 月 21 日協議申入れ（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）についても慎重に検討しており、本公開買付けへの不応募及び本自己株式取得に応じる旨の合意の締結に向け、法人株主との協議も継続する予定とのことです。なお小澤氏は、2026 年 11 月 26 日時点において、本C社再提案を踏まえても、11 月６日付小澤氏表明（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）を維持する意向を有しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しているとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（変更前）

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、本C社再提案を受領したことを踏まえて、本C社再提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本C社再提案が上記のようなものであり、公開買付価格（C社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本C社再提案は、本公開買付契約に基づき、適格対抗提案に該当すると評価しており、また、本C社再提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026 年 11 月 21 日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本 11 月 21 日協議申入れ」といいます。）。なお、公開買付者が、本公開買付契約に定める期限である 12 月２日までに本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更することができないとの判断をするまで、本賛同意見表明を維持することは、当社の取締役の善管注意義務違反を構成するものではないと判断しております。また、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本 11 月 21 日協議申入れを行った日から７営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026 年 11 月 25 日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本 11 月 21 日協議申入れを行った日から７営業日を経過する日である同年 12 月２

日までとなります。)、本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。当社及び本特別委員会は、かかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びC社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、2026年11月25日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

（変更後）

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、本C社再提案を受領したことを踏まえて、本C社再提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本C社再提案が上記のようなものであり、公開買付価格（C社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本C社再提案は、本公開買付契約に基づき、適格対抗提案に該当すると評価しており、また、本C社再提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026 年 11 月 21 日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本11月21日協議申入れ」といいます。)。なお、公開買付者が、本公開買付契約に定める期限である 12 月２日までに本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更することができないとの判断をするまで、本賛同意見表明を維持することは、当社の取締役の善管注意義務違反を構成するものではないと判断しております。また、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本 11 月 21 日協議申入れを行った日から７営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年11月25日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本 11 月 21 日協議申入れを行った日から７営業日を経過する日である同年 12 月２日までとなります。)、本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。

他方、当社は、2026年11月26日付で、B社から、競合提案者が提案する取引条件を考慮し、B社による当社の非公開化に係る提案を撤回する旨及び当社との間で締結した秘密保持契約書において定義される秘密情報を、同契約書の規定に従って破棄又は消去した旨の連絡を受領しております。したがって、B社による当社の非公開化に係る検討は終了しております。

当社及び本特別委員会は、かかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びC社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、2026年11月26日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

（3）公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

（変更前）

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、47 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

（変更後）

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、60 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

以　上